

【建設交通部】

件 名	高野川の不法占有について
申立概要 【受理 25.7.18】	○ 5年前頃から、高野川を埋め立てて、庭石が存置されている。河川敷地の不法占有ではないかと、3年前に京都土木事務所に通報したが、現在も放置されたままになっているため、調査を求める。
確認事項	○ 申立ての高野川は、河川法第9条第2項による一級河川の指定区間として京都府知事が河川管理者となり、京都土木事務所において管理されています。 ○ 平成22年10月、申立者からの通報を受けて、土木事務所としては、現地確認や行為者との協議等是正指導に向けての取組を実施されていたが、その後の台風被害の影響等により、官民境界の復元作業が進んでおらず、平成24年4月以降、土木事務所から申立者に対する説明等もなされていなかったことを確認しました。
結 果 (意見・要望) 【通知 25.8.26】	○ 所管部局(建設交通部)に対して次のとおり要望しました。 ・ 河川法に基づき今後とも適切な河川管理に努めるとともに申立者に対する説明責任についても、しっかり果たすこと。
対応状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行為者に対して指導をしてきたが、平成25年度の台風18号により護岸崩壊が生じ、護岸復旧工事を先行したが、26年秋にその復旧工事が完了した。 ・ 平成27年1月に、行為者立会のうえで、敷地境界確定の復元を行い、併せて行為者に対して、河川敷に存置されている石材を早急に河川敷地外へ除去するよう改めて是正指導を行った。 ・ その後、除々に石材が除去されていることを確認したが、原状回復には至らなかったため、平成29年3月29日に行為者へ勧告書を手交し、早期の除去を求めたところ、行為者から原状回復計画書が提出されたが、平成30年3月末においても撤去は完了しなかった。 ・ このため、平成30年5月31日付けで7月15日を現状回復の期限とした警告書を行為者に手交し、指導した。その結果、大部分の石材は除去できたものの、平成30年7月豪雨の影響により、一部が未撤去となっていたが、これについても10月末までに撤去されたため、河川区域内の石材の撤去は完了した。